

宝塚市新型コロナウイルス感染症対策事業所等賃料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた個人事業主に対し、事業所等に係る賃料補助金を支給することで、その経済的負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下、「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金の交付は、同一の事業者に対して一度に限るものとする。

- (1) 宝塚市内で事業のため、原則として自ら事業所等として事務所又は店舗を賃貸借している個人事業主で、令和2年4月1日以前より対象事業所等の賃貸借契約を締結しており、現在も賃貸借契約中であること。
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に基づくセーフティネット保証5号の指定業種に該当し、公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降の任意の月の売上高等が前年の同月と比較して、20%以上減少した者
- (4) 開業から1年に満たない個人事業主については、補助金の交付申請を行う月の前月の売上高等が、開業後最も売上高等が多かった月と比較して、20%以上減少している者
- (5) 宝塚市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 宝塚市税の滞納がないこと。ただし、滞納がある場合でも分納、徴収猶予等の手続をしている、又はする意思があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人事業主は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 本補助金の交付決定が既になされている同一事業所等について、交付申請を行った者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する第2条第5項に規定する営業を行う者

(3) その他本補助金の趣旨、目的から市長が適当でないとする者
(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内で事業等のために賃貸借している1月分の賃料とする。

2 補助対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

3 事業所等の賃貸借に係る共益費等及び対象事業所等のために賃貸借している駐車場は補助対象経費外とする。

4 事業所等のうち、住居として利用している部分がある場合には、当該部分については補助対象経費外とし、補助金の交付額は賃料に全体の床面積に占める事業所等部分の割合を乗じた額を限度額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その額は切り捨てることとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、予算の範囲内において、補助対象経費相当額を支給する。ただし、1事業所等につき100,000円を上限額とする。なお、自らの事業において複数の事業所等を賃貸借している場合は、200,000円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、市に対し行うものとする。

(1) 宝塚市が公開する電子申請システム

(2) 郵送

2 申請者は前項第1号による方法で交付申請を行う場合は、同号に規定する電子申請システム内の様式の必要入力箇所にもれなく入力を行い、必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。また、前項第2号による方法で交付申請を行う場合は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条のいずれかの方法により補助金交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は審査の結果、第2条第1項の補助対象者に該当しない場合、もしくは

同条第2項のいずれかに該当する場合には、交付しないことを決定し、その旨を記載した補助金不交付決定通知書(様式第3号)により事業者へ通知するものとする。

3 前項により決定した補助金は、速やかに補助対象者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他の不正な行為等により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他本要綱に違反したとき。

2 市長は前項の取消しの決定を行った場合には、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、交付決定後、補助申請者が補助対象要件を満たさないこと又は第7条に該当することが疑われる場合には、この要綱の施行に当たり必要な限度において、補助対象事業者に対し報告を求め、又は担当職員を事業所等に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年5月15日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。